

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人沖縄キリスト教学院
②設置大学名称	沖縄キリスト教学院大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	098-946-1231
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 9 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 15 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/oci-governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

併設する沖縄キリスト教短期大学を含む。
 原則 1-1（実施項目 1-1②・③ 説明を一部変更）
 原則 1-2（実施項目 1-2①・② 説明を一部変更）
 原則 2-1（実施項目 2-1①・② 説明を一部変更）
 原則 2-2（実施項目 2-2①・② 説明を一部変更）
 原則 3-1（実施項目 3-1③ 説明を一部変更）
 原則 3-2（実施項目 3-2①・② 説明を一部変更）
 原則 3-3（実施項目 3-3②・③ 説明を一部変更）
 原則 3-4（実施項目 3-4①・② 説明を一部変更）
 原則 4-1（実施項目 4-1① 説明を一部変更）

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育研究目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示しています。 【建学の精神】 https://www.ocjc.ac.jp/ocu/spirit/ 【教育研究目的】 〈沖縄キリスト教学院大学人文学部〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocu/mokuteki_ocu/ 〈沖縄キリスト教短期大学地域こども保育学科〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocjc/mokuteki_ocjc/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学・短期大学及び学科ごとの３つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を、一貫性をもって策定し、学内外へ提示しています。また、学生の主体的な学びと体系的な履修を促すため、科目ナンバリングの整備やカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの活用により、卒業に至る学びの道筋を具体的に提示しています。併せて、自己点検・評価活動の一環としてポリシーの達成状況や教育成果を検証し、教育の質の保証及び学修環境・教育内容の継続的な見直し・改善に取り組んでいます。 【３つのポリシー】 〈沖縄キリスト教学院大学〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocu/policy_ocu/ 〈英語コミュニケーション学科〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocu/ocupolicy_ecom/ 〈観光文化学科〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocu/ocu-tourism_culture-policy/ 〈沖縄キリスト教短期大学〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocjc/policy_ocjc/ 〈地域こども保育学科〉 https://www.ocjc.ac.jp/ocjc/policy_hoiku/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学学則や組織規程等の諸規程に基づき、教学組織の権限と役割を体系的に明確化し、学長による教学運営全般の統括・掌理体制を整えています。 ・学長は教育研究に関する重要な事項について、教授会から意見を聴取するとともに、大学運営協議会、教学マネジメント委員会、自己点検・評価・改善委員会等の主要な会議体を統括し、教学運営全般を掌理しています。 ・組織規程や副学長規程等において、副学長等の各役職や部署の職務、責任、補佐機能を規定しています。 ・組織規程、副学長規程、事務分掌規程等の諸規程により、各組織・役職の権限と責任範囲を整理しています。

実施項目 1-1④	説明
教職協働体制の確保	目標とする教職員像及び人材育成方針に基づき、教職協働体制の構築に努めています。その一環として、毎年度スタッフ・ディベロップメント（SD）に関する実施方針・計画を策定・実施し、教職員が協働して教育研究活動に取り組む環境を整えています。
実施項目 1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	スタッフ・ディベロップメント（SD）に関しては、実施方針及び計画を策定し、教職員の資質向上を目的とした研修を実施しています。また、教育職員を対象としたファカルティ・ディベロップメント（FD）研修については、FD 委員会及び各学科がそれぞれ実施計画を定め、研修を行っています。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画策定ワーキンググループ（WG）を中心に、教育・事務組織の意見を集約し、大学及び短期大学の現状と課題を踏まえた具体的な中期計画を策定しています。計画は、評議員会の意見を聴取した上で、理事会の審議を経て決定・公表しています。2026 年度からは「第6次中期計画（2026～2029 年度）」がスタートしており、その着実な推進に向けて各年度の事業計画に展開し、自己点検・評価による検証結果を理事会及び評議員会へ報告の上、次年度の事業計画へ適切に反映させる進捗管理体制を整えています。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の着実な実現に向けて、同計画に則した事業計画書及び事業報告書を毎年度作成し、中期計画の進捗状況や財務状況を組織手に点検しています。その結果は、理事会及び評議員会へ報告の上、学内外に公表するとともに、点検結果に応じ必要に応じた計画の見直し、修正を適切に行っています。 【中期計画・事業計画書・事業報告書】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/johokokai/

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	教育研究活動の成果を社会へ還元するため、聴講生及び科目等履修生制度を設けています。また、社会人の受け入れにおいても、学士課程及び短期大学士課程において「社会人特別選抜（入試）」を設け、学びへの意欲を持つ社会人が大学教育を受ける機会を提供しています。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	所在地である西原町と包括連携協定を締結し、同町が抱える課題の解決に向けた取り組みを進めています。西原町教育委員会との連携事業「理科教育支援事業」では、協定締結以前から開始されており、これまでに実施された授業は 1,200 回を超えています。

	(2026年8月現在)。児童の「理科」への興味・関心や学習意欲の向上に寄与するとともに、小学校教員の理科指導力の向上にも貢献しています。更に教員の専門性を活かした「同時通訳講座」、「うちなーぐち講座」、「保育者向けの講座」など、内容も多彩な公開講座を開設し、地域社会との交流を深めています。 【公開講座】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/kouza/llstudy_koukai/
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	性別、国籍、文化的背景、ジェンダーや、性の多様性などを互いに尊重し、全ての学生及び教職員が安心して学び、働ける環境の実現に向けた取り組みを推進しています。また、障がいのある学生に対しては、「障がい学生支援基本方針」及び「障がい学生支援規程」に基づき、個に応じた適切な支援体制を整えています。 【障がいのある学生への支援について】 https://www.ocjc.ac.jp/campuslife/support2/ 【ハラスメントの防止と対応について】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/harassment/harassment/
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	現任期（2025年6月11日～2029年定時評議員会終結まで）の役員等体制において、役員7名のうち女性は1名、評議員6名中女性2名が就任しており、意思決定の場において多様性の確保と女性の登用に配慮しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成並びに職務については「寄附行為」により定められており、明確にしています。また、理事選任にあたっては、「寄附行為」に基づき理事選任機関を設置し、評議員会の意見を十分に参酌した上で、適切に理事を選任しています。 【寄附行為】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/johokokai/
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び評議員会の役割、権限や運営に関することを「寄附行為」及び「理事会運営規程」並びに「評議員会運営規程」に定め、理事会、評議員会を適切に運営しています。また、評議員会との建設的な協働及び相互牽制体制を確立することで、理事会運営の透明性を確保しています。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	学内理事に対しては、研修機会を提供するとともに各種研修会への参加を促しています。外部理事に対しても、私学経営研究会をはじめとする外部機関が主催の研修（Web研修会の視聴を含む）等を案内し、研修の機会を積極的に提供するように努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、評議員会の決議により選任しています。会計監査人についても、選任及び職務等を「寄附行為」に定め、評議員会の決議により選任しています。 【寄附行為】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/johokokai/
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査の実施に必要な事項を「監事監査等職務規程」及び「内部監査規程」に定めています。これらの規程に基づき、監事、会計監査人及び内部監査担当部署が相互に情報交換や協力調査を行うなどの連携体制を整え、適切に監査を実施しています。
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会開催にあたっては、各監事に対し、提案要旨を添えた資料を事前に送付し、十分な情報提供を行っています。また、法人及び設置学校を取り巻く環境、各事業計画の進捗状況や課題等に関する情報を共有するとともに、本法人及び会計監査人との意見交換の機会を設け、監事の理解促進と連携強化に努めています。 更に文部科学省が実施する学校法人監事研修会等の情報を監事に提供するなど、研修機会の確保と内容の充実を図っています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3 ①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数と属性・構成割合並びに資格を「寄附行為」に定め明確にしています。また、評議員の選任方法についても「寄附行為」に定め、それに基づき適切に選任を行っています。 【寄附行為】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/johokokai/
実施項目 3-3 ②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、諮問・決議事項、評議員の役割及び責務については、「寄附行為」、「評議員会運営規程」に定めています。理事会の役割、権限及び体制や運営に関すること及び評議員会に諮問する事項を「寄附行為」、「理事会運営規程」に定め、適切に運営しています。 理事会と評議員会の決議が異なる場合には、「寄附行為」に基づき、当該事項を会議の目的事項として再度評議員会を招集し、十分な協議を行うこととしています。 理事会、評議員会及び法人事務連絡会議等の重要会議の議事録並びに理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」、「理事会運営規程」、「評議員会運営規程」等に基づき、適切に作成、保存及び管理しています。 【寄附行為】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/johokokai/

実施項目 3-3 ③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っています。また、評議員に対しても、私学経営研究会をはじめとする外部機関が主催の研修（Web研修会の視聴を含む）などを案内し、研修の機会を積極的に提供するように努めています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「リスク管理基本規程」や「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、各種委員会の設置や「危機管理対応マニュアル」の策定、組織体制の整備を行い、災害や重大事案発生時における安全確保と事業継続を図る体制を構築しています。また、教職員対象の防災訓練や情報セキュリティ研修を毎年定期的実施することで、危機の予防と有事における迅速な対応力の向上に継続して取り組んでいます。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	役員及び教職員の職務執行が法令、寄附行為及び学内諸規程に適合することを確保するため、「コンプライアンス推進規程」を定め、理事長を最高責任者とするコンプライアンス推進委員会のもとで推進体制を整備しています。また、「公益通報者保護規程」に基づき、総務課に通報・相談窓口を開設することで、不正行為等の早期発見・防止に向けた内部通報体制を整備しています。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	私立学校法及び学校教育法等の法令に基づき公開が義務付けられている情報や大学運営に関する重要情報について、経営の透明性確保と社会に対する説明責任を果たす観点からWebサイト等を通じ積極的に公開しています。財務情報については「財務書類等の閲覧等に関する規程」等に則り適切に開示・閲覧に供しています。また、掲載情報については毎年度点検を行い、最新情報に更新しています。 【情報の公表】 https://www.ocjc.ac.jp/gakuin/johokokai/
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報を公開するにあたり、公開内容の構成や掲載方法に配慮しています。多様な関係者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、公式Webサイト上で体系的に整理・掲載しています。新着情報についても、項目別に分類し、視認性の高い形式で提供するなど、分かりやすさの向上に努めています。

II-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明